

3月1日(木)から、くるりんバス砂川ルートのルートとダイヤ、曙ルートのダイヤを改正します。ご利用の際はご注意ください

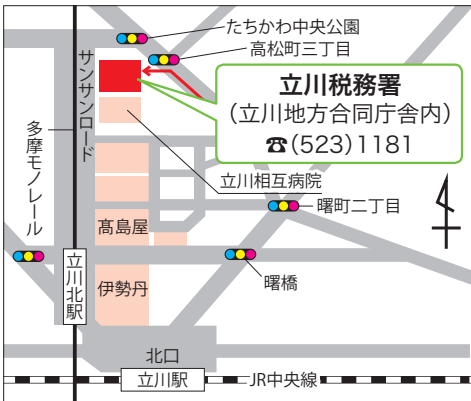
立川税務署からの
お知らせ

確定申告は2月13日(火)から3月15日(木)に

所得税の確定申告は立川税務署へ

2月13日(火)から3月15日(木)の間、所得税および復興特別所得税等の確定申告書作成・提出会場が立川税務署(左地図)に開設されます(土曜・日曜日を除く)。ただし、2月18日・25日の曜日は開設。郵送による申告も受け付けています。申告にはマイナンバーの記載と本人確認書類(1面参照)の提示が必要です

▼相談 午前9時～午後5時(受け付けは午後4時まで) 提出 午前8時30分～午後5時



次の方も確定申告が必要です

給与所得のある方で次のいずれかに該当する方

給与収入が2000万円を超える方

1か所から給与の支払いを受けており、給与所得や退職所得以外の各種所得金額の合計額が20万円を超える方

2か所以上から給与の支払いを受けており、年末調整を受けていない給与の収入金額と

給与所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える

公的年金等に係る雑所得のみで、公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引いた結果、残額がある方

公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方は確定申告は不要。ただし、外国からの公的年金等を受給している方は確定申告が必要です。

立川税務署 (523) 118

医療費控除等について

医療費控除を受けるための手続きが変わりました

平成29年の確定申告から、領収書の提出の代わりに医療費控除の明細書の添付が必要です。医療保険者等が発行する医療費通知で、被保険者の氏名、療養を受けた年月、病院等の名称、支払った医療費の額などの所定の事項が記載されたものを添付すると明細書の記入を省略できます。なお、平成31年分までは医療費の領収書の添付または提示による医療費控除の適用もできます。医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

セルフメディケーション税制

平成29年分の確定申告から、健康の保持増進や疾病の予防への一定の取り組みを行った方

で、特定一般用医薬品等を購入している方は、従来の医療費控除に代えて、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けることができます。くわしくは「国税庁」のホームページをご覧ください

添付が必要な書類

セルフメディケーション税制の明細書

添付または提示が必要な書類

適用を受ける年分において一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類(健康診断・人間ドックの結果通知書など。市役所で提出する場合は添付が必要)

立川税務署 (523) 118

記入済みの確定申告書を市役所でも仮受け付け

次の期間中は、すべて記入済みの確定申告書を市役所でも仮受け付けします(マイナンバーの記載に伴う本人確認書類の写しの添付が必要)

受付期間 2月16日(金)から3月15日(木) (土曜・日曜日を除く)

問課税課市民税係・内線 1206

高齢者の障害者控除

障害者手帳をお持ちでなくても、次のすべてに該当する方は、所得税や市民税・都民税の障害者控除または特別障害者控除を受けられます

65歳以上

要介護(要支援)認定を受けている

要介護(要支援)認定の主治医意見書で日常生活自立度判定基準ランクに一定以上の記載がある

該当する方は、介護保険課(市役所1階4番窓口)で認定書の交付を受けて、税の申告をし

してください。控除額は

障害者控除 所得税27万円、市民税・都民税26万円

特別障害者控除 所得税40万円、市民税・都民税30万円

同居特別障害者控除 所得税75万円、市民税・都民税53万円

問介護保険課介護認定係・内線 1455

個人事業主向け 決算・確定申告相談会

立川商工会議所主催。必ず事前にお申し込みください。

時・場 左表の通り

申 電話か、参加日、事業所名、住所、氏名、電話番号を書いてファクスで立川商工会議所(曙町2-38-15 12階) (527) 2700 (527) 5913へ

日程	会場
2月19日(月)	若葉会館
2月21日(水)	柴崎学習館
2月26日(月)	天王橋会館
3月 1 日(木)	子ども未来センター
3月 7 日(水)	立川商工会議所
3月 9 日(金)	
3月13日(火)	
時間は午後 1 時15分～ 4 時15分	

保険料年金天引きのお知らせを郵送

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料が4月～8月に年金天引きになる方に、「平成30年度保険料仮徴収開始のお知らせ」を郵送します。対象は次の通り。

国民健康保険料

新たに年金天引きになる方

平成29年4月2日～10月1日に65歳になった国民健康保険の被保険者の方

や、平成29年4月2日～10月1

日に転入等により新たに立川市国民健康保険の被保険者になった65歳以上の方などで、保険料の天引きが可能な年金を受給している方

引き続き年金天引きになる方

国民健康保険料が現在年金天引きとなっている方で、年金天引きを中止する申請をしていない方

後期高齢者医療保険料

新たに年金天引きになる方

平成29年4月2日～10月1日に75歳になった被保険者の方や、平成29年4月2日～10月1日に転入された75歳以上の方などで、保険料の天引きが可能な年金を受給している方(現在口座振替されている方を除く)。なお、現在年金天引きになっている方で、年金天引きを中止する申請をしていない方には、仮徴収開始のお知らせは郵送しませんが、引き続き年金天引きとなります。

国民健康保険料 国民健康保険料 内線 1416 後期高齢者医療保険料 内線 1406

マイナンバーカード申請 お助けサービス

コンビニ等にあるマルチコピー機で各種証明書が取得できる便利なマイナンバーカードの申請書の書き方などを案内します。申請に必要な顔写真の撮影も無料で行います。

2月16日(金)から3月15日(木)、午前8時30分～午後5時(土曜・日曜日を除く)

場 市民課(市役所1階14番窓口)

時 本人確認ができるもの(くわしくはお問い合わせください)

問 市民課・内線 1370

人権擁護委員が決まりました

法務大臣から次の方が人権擁護委員に委嘱されました。任期は平成32年12月31日まで。

伊藤正人(錦町2丁目)

滝口知也(二番町2丁目)

山川清隆(栄町2丁目)

敬称略

問 生活安全課 (528) 4319

2/17

土

第4回 待っています！ あなたの地域デビュー the パーティー

(通称：まちパ)

会社生活を離れ、「これからは地域で何かしたい」と考えている方と、環境保全、防災、地域福祉など、市内で活動している団体の方々が交流し、つながるパーティーです。「自身のスキルを生かしたい」「新しいことに挑戦したい」という方、立川で「地域デビュー」をしませんか。くわしくは「市民活動センターたちかわ」のホームページをご覧ください。

対 主に定年退職後の方 時 2月17日(土)午後1時30分～5時 場 たましんRISURUホール 費 500円(飲食代) 定 100人(申込順) 申 市民活動センターたちかわ (529) 8323へ